

# 現代社会

(解答番号  ~ )

**第1問** 次の先生と生徒による会話文を読み、下の問い(問1~5)に答えよ。(配点 X)

先生：最近よく耳にする、「地方分権」という言葉の意味をしっているかな？

生徒：㉔地方自治を推し進めるために国と地方の役割分担を明確にして、いままで国が行っていた事業を地方が自由に行えるようにしたり㉕財源を自由に使えるようにしたりすることですね。

先生：その通りだよ。では、㉖「地方分権一括法」という法律はしっているかな？

生徒：うーん、名前は聞いたことがあるのですが内容はよくしりません。

先生：平成 12 年に施行された法律で機関委任事務制度の廃止などを含んでおり、名実ともに地方主権が実現されるきっかけとなった法律だよ。

生徒：へえ、そうなんですか。㉗地方交付税交付金の制度もその法律に基づくのですか。

先生：いや、それは「地方交付税法」という法律によるものだよ。

生徒：そういえば、最近、「地域政党」という言葉をよく耳にしますね。

先生：あれは、㉘既存の政党に対する地方の不満の表れの形ともいえるね。

生徒：そうですね。あのような改革がもっと進めば日本もよい国になるのになあ…。

先生：たしかにそうかもしれないけれど、改革ありきではなく㉙住民の声を聴くことも大切だと思うけどなあ。

問1 下線部①に関する記述として**適当でないもの**を、次の①～④の中から一つ選べ。 1

- ①地方自治体が自治のために制定する自主的 법률を「条例」という。
- ②J.ブライスは「地方自治は民主主義の学校」と述べた。
- ③住民自治の原則とは地方自治は住民自らの意思と責任のもとに行われるべきだという原則である。
- ④団体自治の原則とは地方自治はその地域の住民の多数の同意のもとに行われるべきだという原則である。

問2 下線部②に関して、次の図は地方財政の歳入内訳の構成を示したものである。図中の A～C に当てはまる財源の名称の組合せとして最も適切なものを次の①～⑥の中から一つ選べ。 2

<b>A</b> 42.9	<b>B</b> 18	<b>C</b> 12.6	地方債 10.8	その他 15.7
------------------	----------------	------------------	-------------	-------------

(総務省資料より作成)

- ① A 地方交付税交付金など    B 国庫支出金    C 地方税
- ② A 地方交付税交付金など    B 地方税    C 国庫支出金
- ③ A 地方税    B 地方交付税交付金など    C 国庫支出金
- ④ A 地方税    B 国庫支出金    C 地方交付税交付金など
- ⑤ A 国庫支出金    B 地方税    C 地方交付税交付金など
- ⑥ A 国庫支出金    B 地方交付税交付金など    C 地方税

問3 下線部㉔に関する記述として最も適切なものを、次の①～④の中から一つ選べ。 3

- ①この法律で機関委任事務は廃止され、自治事務と中央受託事務の2つに整理された。
- ②この法律に基づき、政府内に地方分権推進委員会が設置された。
- ③この法律は地方自治体が自由に税金を創設することを認めている。
- ④この法律の制定以前の地方自治はその有様から「三割自治」と呼ばれ批判されていた。

問4 下線部㉕について、地方交付税交付金は地方の歳入の重要な要素の一つである。地方の歳入についての記述として**適切でないもの**を、次の①～④の中から一つ選べ。 4

- ①国庫支出金の使用用途はあらかじめ国がこれを定める。
- ②地方交付税交付金の使用用途について国は特にこれを定めない。
- ③地方債を発行する場合には総務大臣の許可が必要である。
- ④地方交付税交付金の交付をうけていない地方自治体も存在している。

問5 下線部㉖に関する記述として最も適切なものを、次の①～④の中から一つ選べ。 5

- ①1955年より55年の間、自由民主党が政権与党であり続けた体制を「55年体制」と呼ぶ。
- ②2009年の衆議院議員総選挙の結果、民主党と社会党、国民新党を与党とする連立内閣が成立した。
- ③細川護熙内閣は1993年に非自民・非共産内閣として成立した。
- ④村山富市内閣は自由民主党、共産党、新党さきがけによる連立内閣であった。

問6 下線部①に関する記述として**適当でないもの**を、次の①～④の中から一つ選べ。 6

- ①首長を解職するには有権者数の3分の1以上の署名を集めて選挙管理委員会にこれを請求する。
- ②地方議会を解散するには有権者数の3分の1以上の署名を集めて首長にこれを請求する。
- ③事務監査を行うには有権者数の50分の1以上の署名を集めて監査委員にこれを請求する。
- ④副知事・助役などを解職するには有権者数の50分の1以上の署名を集めて首長にこれを請求する。